

(仮称) 避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則 骨子

(趣旨)

この規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(避難行動要支援者)

避難行動要支援者として規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(1) 高齢者

65歳以上の一人暮らし高齢者

(2) 要介護認定者

介護保険における要介護度3～5認定者

(3) 障害者

ア 身体障害者手帳所持者

(ア) 視覚障害 1級、2級

(イ) 聴覚障害 2級

(ウ) 肢体不自由

a 上肢機能障害 1級、2級

b 下肢機能障害 1級、2級

c 体幹機能障害 1級、2級、3級

d 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

(a) 上肢機能障害 1級、2級

(b) 移動機能障害 1級、2級、3級

イ 療育手帳所持者

Ⓐ、Ⓐ-1、Ⓐ-2、A-1、A-2

ウ 精神障害者保健福祉手帳所持者

1級

(4) 難病患者

ア 特定疾患医療受給者であって、

(ア) 重症認定を受けているもの

(イ) 障害者手帳所持者のうち内部障害

a 心臓機能障害 1級

b じん臓機能障害 1級

c 呼吸器機能障害 1級

d ぼうこう又は直腸の機能障害 1級

e 小腸機能障害 1級

f 肝臓機能障害 1級、2級

イ 小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者

(5) 日本語による意思疎通に支障がある外国人その他特別な事情を有すると認められる者であって、名簿への登録を希望して所定の様式を提出したもの

(避難支援団体)

避難支援団体として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 千葉市町内自治会連絡協議会に加盟（登録）する町内自治会又は地縁団体
- (2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体

(避難行動要支援者名簿の記載事項)

避難行動要支援者名簿の記載事項として規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) (検討中)

(避難行動要支援者名簿情報の提供を拒否する方法)

避難行動要支援者名簿情報提供を拒否する方法として規則で定める方法は、市長に対し所定の様式を提出する方法によることとする。

(協定に定める事項)

協定に定める事項として規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報管理責任者
- (2) 提供しようとする個人情報の管理に関する事項
- (3) 提供しようとする個人情報の利用の制限に関する事項
- (4) 協定に違反した場合の措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする個人情報の管理に関し必要な事項として、市長が別に定めるもの